

改正

平成12年 3 月28日 条例第16号
平成12年12月25日 条例第40号
平成15年 3 月27日 条例第15号
平成25年12月27日 条例第64号
平成27年12月22日 条例第50号
平成28年 3 月24日 条例第12号
平成29年12月22日 条例第21号
平成31年 3 月25日 条例第31号
令和元年 9 月26日 条例第20号
令和 3 年11月15日 条例第21号
令和 5 年10月16日 条例第28号

鈴鹿市水道事業給水条例

鈴鹿市水道事業給水条例（昭和40年鈴鹿市条例第29号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 給水装置の工事及び費用（第 5 条—第12条）
- 第 3 章 給水（第13条—第22条）
- 第 4 章 料金及び手数料（第23条—第30条）
- 第 5 章 管理（第31条—第34条の 3）
- 第 6 章 雑則（第35条）
- 第 7 章 罰則（第36条・第37条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、本市水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第 2 条 本市水道事業の給水区域は、本市全域（東庄内町、西庄内町、大久保町、山本町及び小岐須町の一部を除く。）とする。ただし、配水管が布設されていない場所又は給水量が不足し、若しくは特殊な地形等のため給水することが著しく困難と認められる場所では、給水しないことができる。

2 配水管が布設されていない場所で、給水を受けようとする者がその工事の費用の全部又は一部を負担するときは、給水することができる。

（給水装置の定義）

第 3 条 この条例において「給水装置」とは、給水のため配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第 4 条 給水装置は、次の 3 種とする。

- （1）専用給水装置 1 戸又は 1 箇所で専用するもの
- （2）共用給水装置 2 戸又は 2 箇所以上で共用するもの
- （3）私設消火栓 消防用に使用するもの

第 2 章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第 5 条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置の新設等」という。）をしようとする者は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、利害関係人があるときは、その者の承諾を証する書類を添付しなければな

らない。

- 3 給水装置の新設等の工事の施行又は給水装置の使用により利害関係人等から異議の申立てがあったときは、第1項の承認を受けた者（以下「申込者」という。）は、すべてその責任及び負担で解決しなければならない。

（新設等の費用負担）

第6条 給水装置の新設等に要する費用は、申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、管理者は、その費用を負担することができる。

（工事の施行）

第7条 給水装置工事は、管理者又は法第16条の2第1項の規定により管理者の指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

- 2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後、速やかに管理者の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により管理者が給水装置工事を施行する場合には、当該給水装置工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。
- 4 指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

（給水管及び給水用具の指定）

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事費の算出方法）

第9条 管理者が施行する給水装置の新設等の工事の費用は、材料費、労力費、土工費、道路復旧費及び諸掛費の合計額に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に相当する額を加算して得た額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、特別な費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前2項の費用の算出に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

（工事費の予納）

第10条 申込者は、設計によって算出した給水装置の新設等の工事の費用の概算額を指定した期限内に予納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

- 2 前項の工事の費用の概算額は、工事しゅん工後にこれを清算し、過不足があるときは、申込者に対し、還付又は追徴する。

（分担金）

第11条 分担金は、給水装置の新設工事及び増径工事の申込者から徴収する。この場合において、増径工事の申込者から徴収する分担金は、新口径に係る分担金と旧口径に係る分担金との差額とする。

- 2 受水槽を設置する2戸又は2箇所以上の住宅に係る前項の分担金の額は、各戸又は各箇所ごとの水道メーターの口径に応じたそれぞれの額とする。
- 3 前2項の分担金は、別表第1の区分により定める額に消費税等に相当する額を加算して得た額とする。

（給水装置の変更等の工事）

第12条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者及び使用者の同意がない場合であっても、当該工事を施行することができる。

- 2 前項の工事に要する費用は、その原因者の負担とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第13条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても管理者は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第14条 水道の使用を開始しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第15条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

2 管理者は、前項の代理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(管理人の選定)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) 給水装置を共用する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第17条 給水量は、市の水道メーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 水道メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(水道メーターの貸与)

第18条 水道メーターは、管理者が設置して、給水装置の使用者、管理人若しくは給水装置の所有者又はその代理人(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

2 水道使用者等は、善良な注意をもって水道メーターを管理しなければならない。

3 水道使用者等は、前項の管理義務を怠ったために水道メーターを亡失又はき損した場合は、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第19条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用を休止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 臨時用に使用するとき。

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置の使用に関する権利義務を継承し、引き続いて使用するとき。

(2) 給水装置の用途に変更があったとき。

(3) 代理人若しくは管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(4) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(5) 管理人を置く給水装置の使用戸数に異動があったとき。

(6) 公共の消防用として水道を使用したとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、料金算定の基礎に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第20条 消防演習のため私設消火栓を使用しようとする者は、管理者に届け出て、管理者の指定する市職員の立会いを得なければならない。

(水道使用者等の管理責任)

第21条 水道使用者等は、善良な注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置及び水質の検査)

第22条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、請求者からその実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第23条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第24条 料金は、別表第2に定める基本料金と従量料金との合計額に消費税等に相当する額を加算して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(料金の算定)

第25条 管理者は、2月ごとの定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。以下同じ。）に、水道メーターの点検を行い、その使用水量を2等分してその日の属する月分及びその前月分の料金を算定する。ただし、管理者が必要と認めたときは、毎月又は随時に水道メーターの点検を行い、料金を算定することができる。

(使用水量及び用途の認定)

第26条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

(1) 水道メーターに異状があったとき。

(2) 2種以上の用途に水道を使用したとき。

(3) 使用水量が不明のとき。

(4) 共用給水装置により水道を利用するとき。

(使用の開始、廃止及び休止の場合の基本料金等)

第27条 第25条に規定する一の定例日から次の定例日までの期間（以下「料金算定期間」という。）の途中において、使用の開始、廃止及び休止をした場合の基本料金は、次の各号に定める区分により算定する。

(1) 使用日数が15日以内のとき 0.5月分

(2) 使用日数が15日を超え30日を超えないとき 1月分

(3) 使用日数が30日を超え45日を超えないとき 1.5月分

(4) 使用日数が45日を超え60日を超えないとき 2月分

2 料金算定期間の途中において、水道メーターの口径又は用途を変更した場合は、その使用日数の多い方の料金の区分により算定する。

(料金の徴収)

第28条 料金は、2月ごとに納入通知書、口座振替、集金又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法により徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、毎月又は随時に徴収することができる。

(手数料)

第29条 手数料は、別表第3の区分により、申込者から申込みの際、これを納入通知書によって徴収する。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第30条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第31条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し必要な措置を指示し、又はこれを行うことができる。

2 前項の検査又は措置に要した費用は、検査若しくは措置を指示された者又はその必要を生じさせた者の負担とする。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第32条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

（給水の停止）

第33条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

（1）水道利用者等が、第24条の料金、第29条の手数料その他の納入すべきものを指定期限内に納入しないとき。

（2）水道利用者等が水道の使用を廃止したと認められるとき。

（3）水道利用者等が正当な理由がなく、第25条の使用水量の計量又は第31条の検査若しくは指示を拒み、又は妨げたとき。

（4）給水栓から汚染のおそれのあるとき又は給水栓を他の器物若しくは施設と連絡して使用するとき。

（給水装置の切離し）

第34条 管理者は、給水装置の所有者又はその代理人が水道の使用を廃止し、又は廃止したと認められた場合で、水道の管理上必要があるときは、給水装置を切り離すことができる。

（貯水槽水道に関する管理者の責務）

第34条の2 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号の貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（貯水槽水道の設置者の責務）

第34条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項の簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第6章 雑則

（委任）

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第7章 罰則

（過料）

第36条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科すことができる。

（1）第5条第1項の承認を受けずに給水装置の新設等を行った者

（2）正当な理由がなく、第17条第2項の水道メーターの設置、第25条の使用水量の計量、第31条第1項の検査若しくは指示又は第33条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

（3）第21条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

（4）第24条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者（料金等を免れた者に対する過料）

第37条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第24条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1及び別表第3の規定は、平成10年4月1日以後に申込みのあった給水装置の工事について適用し、同日前に申込みのあったものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2の規定は、平成10年4月使用分から適用し、同年3月までの使用分については、なお従前の例による。

（鈴鹿市簡易水道給水条例の一部改正）

- 4 鈴鹿市簡易水道給水条例（昭和40年鈴鹿市条例第30号）の一部を次のように改正する。

「鈴鹿市給水条例（昭和40年鈴鹿市条例第29号）」を「鈴鹿市水道事業給水条例（平成9年鈴鹿市条例第49号）」に改める。

附 則（平成12年3月28日条例第16号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第37条の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第37条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月25日条例第40号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年3月27日条例第15号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日条例第64号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第24条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して水道を使用している者に係る水道料金であって、施行日から施行日の属する月の末日までの間に水道料金の額が確定するもの（施行日以後初めて水道料金の額が確定する日が同月の末日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて確定する水道料金の額を前回確定日（その直前の水道料金の額が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて水道料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から施行日の属する月の末日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成27年12月22日条例第50号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日条例第12号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月22日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第2の規定は、平成30年4月の使用に係る水道料金から適用し、同月前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続して水道を使用している者に係る水道料金であって、平成30年4月に水道料金の額が確定するもの（第25条ただし書の規定により算定するものを除く。）の同月の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月25日条例第31号）

この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月26日 条例第20号）

この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年11月15日 条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）第 6 条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の 2 第 6 項の規定による指定を受けている者に対する改正後の鈴鹿市農業集落排水処理施設条例第12条第 2 項、鈴鹿市公共下水道条例第17条第 2 項及び鈴鹿市水道事業給水条例第28条の規定の適用については、令和 5 年 3 月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年10月16日 条例第28号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第32条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第 1（第11条関係）

分担金表

水道メーター口径	分担金	水道メーター口径	分担金
mm	円	mm	円
13	89,000	75	3,240,000
20	134,000	100	6,450,000
25	224,000	150	16,050,000
40	810,000	200以上	その都度管理者が定める。
50	1,560,000		

別表第 2（第24条関係）

水道料金表

（1 月につき）

水道メーターの口径 又は用途	基本料金		従量料金（1 m ³ につき）	
	水量	料金	水量	料金
13mm		850円	1 m ³ ～5 m ³	10円
20mm		1,250円	6 m ³ ～10m ³	65円
25mm		1,850円	11m ³ ～20m ³	120円
40mm		7,350円	21m ³ ～30m ³	165円
50mm		13,450円	31m ³ ～50m ³	185円
75mm		26,700円	51m ³ ～100m ³	210円
100mm		52,000円	101m ³ 以上	225円
150mm		98,500円		
200mm		173,500円		
300mm		388,500円		
公衆浴場用	100m ³	4,500円	101m ³ 以上	125円
臨時用	10m ³	5,400円	11m ³ 以上	485円

別表第 3（第29条関係）

手数料

1 管理者が施行する給水工事の設計及び工事検査手数料

区分	金額
設計手数料	工事費の 3 %
設計審査手数料	工事費の 2 %
工事検査手数料	工事費の 3 %

工事立会手数料	工事費の3%
---------	--------

備考 手数料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 指定給水装置工事事業者が施行する給水工事の設計審査及び工事監督検査手数料（配水管から水道メーターまで）

区分	金額
道路占用許可を要する給水工事	3,900円
上記以外の給水工事	2,100円

- 3 承認工事審査手数料（水道メーターから屋内まで）

水道メーター口径	金額
20mm以下	2,200円
25mm	4,000円
40mm以上	8,500円

- 4 受贈水道メーター設置検査手数料

水道メーター1個につき	500円
-------------	------

- 5 消火栓防火演習立会手数料

1回につき	1,000円
-------	--------

- 6 指定給水装置工事事業者指定手数料

区分	金額
指定給水装置工事事業者の登録をするとき。	1件につき 14,000円
指定給水装置工事事業者の指定を更新するとき。	1件につき 7,000円

- 7 各種証明手数料

各種証明を発行したとき。	1件につき 200円
--------------	------------